

基山町農業委員会会議録

令和5年6月1日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者13名 欠席者1名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	平 野 守	出席	8	酒 井 敏 幸	出席
2	寺 崎 和 美	出席	9	村 山 孔 治	出席
3	大 村 和 則	出席	10	天 本 三 雄	出席
4	内 山 哲 夫	出席	11	水 田 久 男	出席
5	木 原 秀 樹	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	坂 口 謙 二	—	宮浦	吉 田 猛	出席
7	大 久 保 利 治	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本会の書記 大石正芳

審 議 事 項

第11号議案	農地法第3条の規定による許可申請	2件
第12号議案	農地法第5条の規定による許可申請	1件
第13号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	5件
報告第6号	使用貸借による解約通知受理報告	2件
その他(1)	農業振興地整備計画の変更について	4件

審議開始 9時00分

審議終了 時 分

令和5年6月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和5年第6回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、9番委員と10番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第11号農地法第3条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第11号1番 朗読

この件につきましては譲受人の経営規模拡大のため、所有権移転を申請するものです。移転後も畑（栗畑）として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が当該農作業を行う必要がある限り農作業に従事することから、農作業常時従事要件を満たしております。

また、今回の申請農地を含め、譲受人の耕作する農地の合計面積は、1,769㎡となります。

最後に、農地法第3条第2項第6号関係については、譲受人の農地は引き続き栗畑として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、第7区長ノ原集落付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

9番委員

現在も畑は管理されており、問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第11号1番について許可したいと思いますのですが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第11号1番について、全員一致で決定します。

次に、議案第11号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第11号2番 朗読

この件につきましては譲受人が現在借りて耕作している農地を、譲渡人の要望により、所有権移転の申請をするものです。移転後も畑として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、今回の申請農地を含め、譲受人の耕作する農地の合計面積は、7,731㎡となっております。

最後に、農地法第3条第2項第6号関係については、譲受人の農地は畑として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、第1区鎮西隈集落付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

認定新規就者でソラマメを栽培されています。農機具もあり問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第11号2番について許可したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第11号2番について、全員一致で決定します。

次に、議案第12号農地法第5条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第12号1番朗読

この件につきましては、駐車場及び資材置き場として農地を転用するものです。

申請理由につきましては、当該地は道路に面しており利便性が高いことから、隣接地に建設中の認定こども園の建設用資材置き場としての利用及び認定こども園の駐車場としての利用を計画されています。

所有者の意向により、15年間の賃貸借権の設定による申請となっております。

今回の申請地農地区分要件は水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ概ね500m以内に医療施設と教育施設が存する農地であることから、原則転用許可の第3種農地区分要件「第2の1の(1)のエの(ア)のaの(a)」に該当すると考えております。隣接する農地の所有者及び耕作者からの承諾書も取られまた、水利代表者かの排水同意書もとられており、水利の問題はないと考えます。

場所は第1区金丸集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

園部推進員

道路を挟んで向かい側にこども園が建設される予定です。こども園建設の資材置き場と駐車場になる予定です。隣接する農地も圃場はありますが耕作はされていません。問題ないと思われまます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第12号1番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第12号1番について、全員一致で決定します。

次に、議案第13号農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第13号1番から4番朗読

議案第13号1番から4番につきましては、先月、借人の要望により解約の申し出があった農地について、農地の所有者の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は2年です。場所は、基山町営球場北側付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

経営規模を拡大されます。問題ないと思われれます。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第13号1番から4番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

議案第13号1番から4番について、全員一致で決定します。

次に、議案第13号5番については再設定ですので朗読は省略します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第13号5番

この件につきましては、貸し手の要望のため貸貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10aあたり水稻30kgです。場所は、第1区金丸集落付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

園部推進員

問題ないと思われれます。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第13号5番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第13号5番について、全員一致で決定します。

次に、報告第6号使用貸借による解約通知があったので受理したことを報告します。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第6号1番

この件につきましては、借人の要望により解約の申し出がありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は、基山町営球場北側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第6号1番を終わります。

事務局 報告第6号2番

この件につきましては、借人の要望により解約の申し出がありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は、第1区金丸集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第6号2番を終わります。

次に、その他（1）農業振興地域整備計画の変更申出があったので、意見を求めます。

事務局 その他（1）1番 朗読

この件につきましては、孵化施設及び飼料製造、保管庫建設のため当該農地を農業振興地域の農用地区域から除外するものです。申請農地面積は96.84㎡です。この計画変更について農業委員の意見を求めます。場所は、基山パーキング付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、その他（１）１番は終わります。次に、その他（１）２番の意見を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 その他（１）２番 朗読

この件につきましては、分家住宅建設のため当該農地を農業振興地域の農用地区域から除外するものです。申請農地面積は302㎡です。この計画変更について農業委員の意見を求めます。場所は、基山町宮球場付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、その他（１）２番を終わります。次に、その他（１）３番の意見を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 その他（１）３番 朗読

この件につきましては、専用住宅建設のため当該農地を農業振興地域の農用地区域から除外するものです。申請農地面積は601㎡です。この計画変更について農業委員の意見を求めます。場所は、第１区正応寺集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、その他（１）３番を終わります。次にその他（１）４番の意見を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 その他（１）４番 朗読

この件につきましては、資材置き場建設のため当該農地を農業振興地域の農用地区域から除外するものです。申請農地面積は175㎡です。この計画変更について農業委員の意見を求めます。場所は、池ノ坂集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

農業委員会より意見

圃場に沿って河川がありますが盛土した場合、河川に泥が流れこまないように注意が必要です。

議 長

他に意見はありませんか。意見がないようですので、事務局は今回出た意見をまとめて意見書を作成し提出をして下さい。その他（1）4番を終わります。

以上、本日の議題は終了しましたが、全体を通して何か意見はありませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和6年6月1日

署名人

議 長

委 員

委 員